令和８年９月
上尾警察署

◇ 速 度 取 締 り 指 針 ◇

■上尾警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
蓮田鴻巣線 市町道	８：00～１２：00 １５：00～１８：00	管内全域	40km/h(指定) 30km/h(指定)

上記路線のほか、
〇さいたま栗橋線及び実勢速度が高い県道
〇制限速度30キロの生活道路
などでも速度取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】
管内の上記路線については、重大交通事故が多発しており、速度取締りを強化し、交通事故の抑止を図ります。

<管内における交通事故発生状況>（令和８年６月末現在）

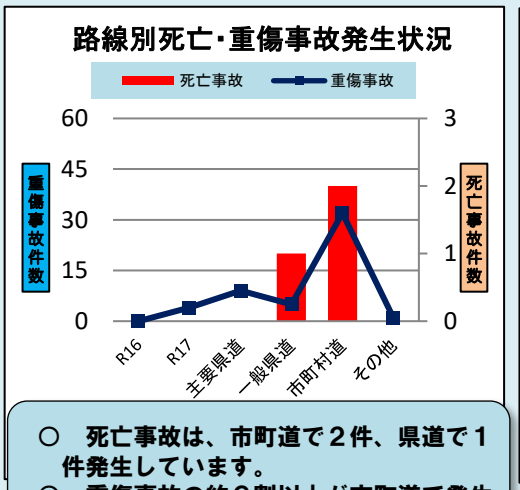

○　死亡事故は、市町道で２件、県道で１件発生しています。
○　重傷事故の約６割以上が市町道で発生しています。

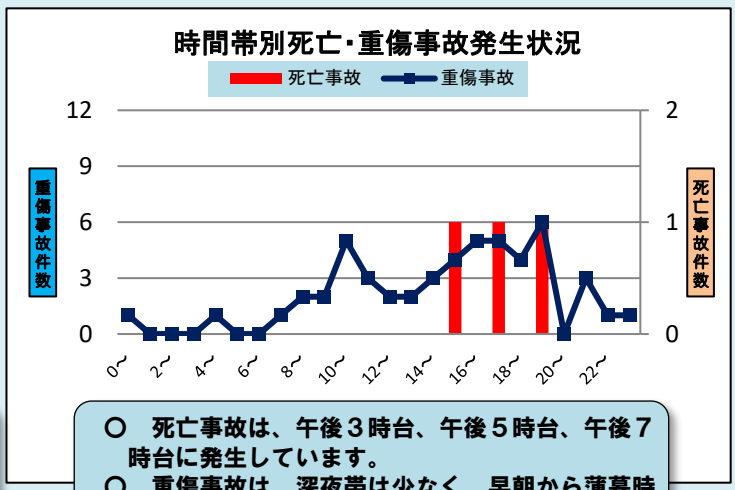

○　死亡事故は、午後３時台、午後５時台、午後７時台に発生しています。
○　重傷事故は、深夜帯は少なく、早朝から薄暮時間帯にかけて多く発生しています。

～令和8年6月末現在～

■　上尾警察署管内では、死亡事故が市町道で2件、県道で1件発生しています。
■　重傷事故の約6割以上が市町道で発生しています。
■　重傷事故は、交差点における車両同士の出会頭事故、歩行者や自転車が関係する事故が多く発生しています。

その他の交通指導取締り

■　交差点事故を防止するため、一時不停止違反、横断歩行者妨害等違反の取締りを強化します。
■　重大な交通事故に直結するおそれのある、積載物重量制限超過違反の取締りを強化します。
■　交通の円滑を阻害する迷惑性の高い駐車違反の取締りを行います。
■　管内全域で飲酒運転取締り及び無免許運転取締りを強化します。